

2025 年度 関ヶ原町不破関跡発掘調査現地説明会資料

2025.08.31 名古屋大学人文学研究科考古学研究室

教授 梶原 義実

1. 調査要項

所在地 岐阜県不破郡関ヶ原町松尾地内・柴井地内

調査原因 学術調査

文部科学省科学研究費基金（基盤研究（B）） 2022 年度～2026 年度

「三関周辺における古墳時代から古代の地域動態に関する総合的研究」（23K21984）

調査面積 55 m²

調査期間 2025 年 8 月 22 日～9 月 4 日（予定）

調査機関 名古屋大学大学院人文学研究科考古学研究室

調査協力 関ヶ原町（担当：古戦場活用推進課）

岐阜県（担当：観光文化スポーツ部文化伝承課）

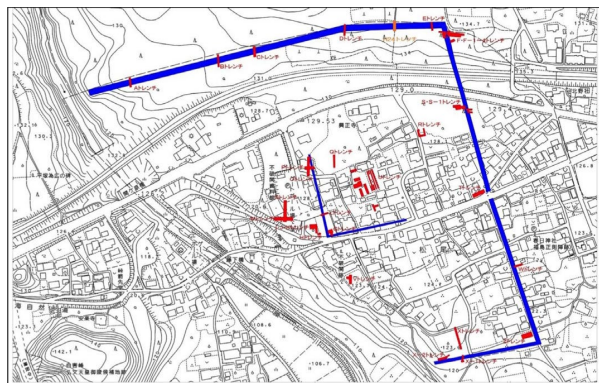
株式会社イビソク

2. 遺跡の概要と調査の目的

不破関は 672 年の壬申の乱後に東山道に設置された関所であり、伊勢（三重県）の鈴鹿関、越前（福井県）の愛発関とともに、三関（さんげん）と称された。

岐阜県教育委員会・不破関跡調査委員会により、昭和 48 年（1973）から 5 年間にわたり発掘調査が実施され、西は藤古川の段丘面で画され、北（460.5m）、東（432.3m）、南（112.5m）の三方を外郭土塁に囲まれる範囲が不破関の範囲であると想定された。推定東山道に面して築地塀の内郭が設けられており、その中に掘立柱建物の政庁が存在する構造が復元された。また外郭の主要拠点には監視用の平面六角形の望楼が設けられたとされる（岐阜県教育委員会・不破関跡調査委員会 1978『美濃不破関』）。本研究においては、その成果を踏まえつつ、不破関の全体構造を復元することで、関の機能や具体的な政務のあり方についてあきらかにすることを目的としている。

本年度は、外郭北西隅の状況および、関の構造物の広域的なひろがりを確認する目的で、発掘調査を実施した。



不破関トレンチ配置図（富田 2017「不破関の再検討」）

3. 2025 年度発掘調査の成果概要

不破関およびその周辺部について、赤色立体図から詳細等高線図を作成し、土塁状の構造物や地形の人工的な改変が著しい場所を選択し、その形成時期および具体的な構造を確認するための発掘調査をおこなった。

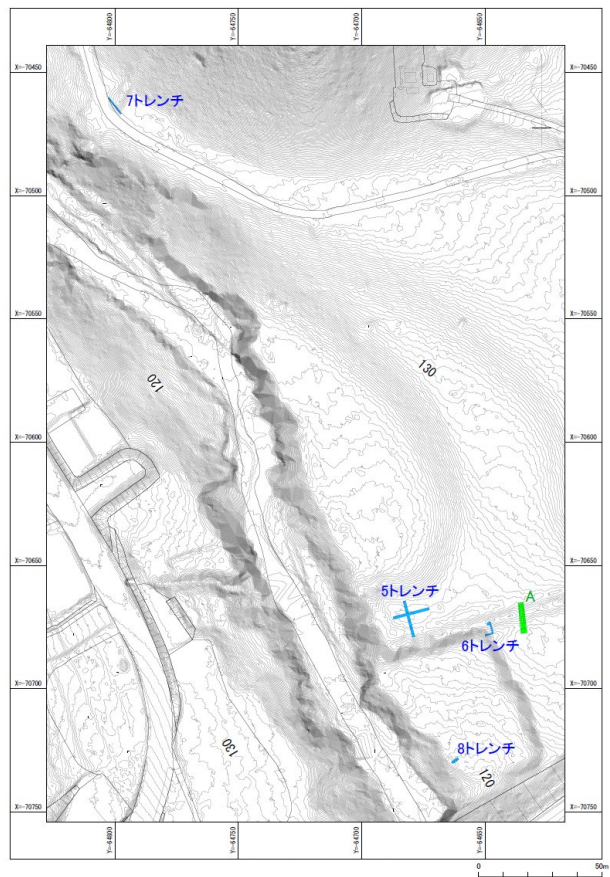
1) 5トレンチ

北限土塁は西端で藤古川東岸の断崖に取りついており、そこで直角に北方向に折れている。それらで囲まれた、藤古川に突き出す形の、尾根筋を改変した 15m 四方程度の方角区画が確認できた。この位置に望楼等の構造物を想定し、長さ 15m 幅 1m のトレンチを、十字状に直行させて設置した。

その結果、トレンチ中央部付近に、堀込地業の跡が確認された。地業はトレンチの西側および東側では地山を掘り込んでおり、地山面が低い北側は、地山由来の黄色系土を盛土した上から地業をおこなう。南側は二条の溝状遺構が走っている関係で、地業端部は確認できていない。地業の規模は東西幅約 4.5m、南北幅 6m 以上である。地業内部はおもに大ぶりの礫で充填されており、それが基壇状に積み上げられている。西側には盛土と礫を貼り足して拡張した様子が、南側は基壇土が崩落した状況が確認できた。なお、掘立柱や礎石等、建物の柱の位置を示す痕跡は確認できなかった。

2) 6トレンチ

北限土塁西端の南側には、大きな方形形状の人工的な地形の落ちがみられ、現在残存する土塁天端との比高差は約 6～7m を測る。この落ちが関に伴うものか、それとも後世の造作なのかを確認し、また北限土塁内部の構造を再確認する目的で、南北方向に 6m、東西方向に 5m の L 字状のトレンチを設定した。



2025 年度調査区設定図



5トレンチ全景

その結果、北限土塁を断ち割った南北トレンチ（6a）では、堀込地業をおこなったうえで、それを灰色系小礫で充填し、土塁積土として黄色粘質土と層状の黒色土を積み上げ、現存の最上部は礫層を置く土塁本体の構造が確認できた。また、土塁下半には土を貼り足したうえで、底部に大ぶりの基底石を置き、その上に礫を積み上げた状況が確認できた。この石列は調査区より西方の土塁基底部が露出した部分でも視認でき、北限土塁西端の南側を覆う外護列石の痕跡と考えた。またこの列石は6aトレンチ内において、T字状に南の段差部へも連なっていることを確認した。



6a トレンチ（右）と6b トレンチ（左）の土層堆積

段差部を断ち割った東西トレンチ（6b）では、斜面の下半分は地山を削ったうえに粘質土を敷き、礫を貼り付けた様子が確認された。上半分は小礫や土塁積土と同様の黒色土を積み重ね、最上層は礫敷でテラスを造り出していることがわかった。この段差は土塁と一連の工事に伴うものとみてよく、不破関に伴う構造物であると結論づけた。

古代山城などでは、このような傾斜面の斜度を高めるタイプの土塁（内托土塁）は多用されており、不破関のこの段差についても、内托土塁と判断してよいと考える。

3) 8トレンチ

北限土塁西端南側の地形の落ちの藤古川沿いに、若干の高まりが残存しており、これが土塁等の人工物かどうかの確認のため、トレンチを設定した。現在掘削中。

4) 7トレンチ

北限土塁の北方に聳える天満山の南裾の道路沿いに、若干の土塁状の高まりが確認できた。この高まりは、天満山の中腹に向けて擦りつくように上がっていき、最後は巨岩に取りつく形で収束する。また藤古川へ向けた端部は巨岩の上部に乗る。丘陵斜面を上っていく形の土塁は鈴鹿関にも類例があるが、本地形が不破関に伴う構造物かどうか、道路脇を断ち割ることで土層の堆積状況を確認した。

その結果この高まりは、30 cm程度の堀込地業に礫を埋設し、その上に黄色土・黒色土・礫層を互層に積み重ねた構造物であることがわかった。この構造は北限土塁など不破関の構造物との特徴が酷似しており、これも不破関の土塁であると判断した。



7トレンチの土層堆積

4. 出土遺物

これらの調査区からはいずれも、あらゆる年代のものを含め、遺物は出土しなかった。

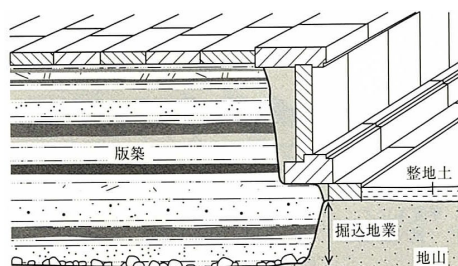
5. 調査成果からわかったこと

本調査の成果は多岐にわたるが、5・6トレンチにおいて関の西側の構造が確認できたことは重要である。従来は関の西側は、藤古川の段丘崖の自然の防壁で守られていたと解釈されてきたが、むしろ西側は、外護列石や石造りの内托土壘などで構成され、藤古川の西岸からはまさに石の防壁のごとき人工的景観であったことがわかってきた。

また、大関地区よりさらに北側においても関関係の土壘を確認でき、不破関が単に東山道を扼するのみでなく、近江から美濃への大小の交通路全般を効果的に押さえていたことがあきらかとなった。今後さらに調査・検討を進めていきたい。

本調査にあたっては、地権者の方々のご厚情をいただき、また松尾自治区・柴井自治区の皆様にはたいへんお世話になりました。心より御礼申し上げます。

参考資料



掘込地業と基壇（文化庁監修 2016）



夾築土壘（左）と内托土壘（右）

（門田 1999）

主要参考文献

岐阜県 1978 『美濃不破関跡』

文化庁監修 2016 『定本発掘調査のてびき』

門田誠一 1999 「土城としての御土居」『佛教大学文学部論集』 83